

応用編
実用外語診療室

第 15 回

治療の嗜好と トラブル

異文化圏からの患者さんを迎えた時、カルチャーショックを受けることがあります。

また、外国人患者さんとの間にある種のトラブルが発生することもあります。

こんな時どうすればよいのか…。

今回ご紹介するいくつかの実例を何かの参考にさせていただければ幸いです。

医療法人小林国際クリニック理事長・院長
AMDA国際医療情報センター所長

小林 米幸

(こばやし よねゆき)

刺青・アザ

まず、視診上の注意がいくつかあります。インドシナの人々やタイ人の身体に刺青を見たことはありませんか？日本人なら刺青といえばその筋の現役またはOBということになるのですが、彼らの刺青は全く意味が違います。刺青の絵は六角陣や仏様で、それらに細かな文字が添えられています。これは戦争に行っても弾が当たらないようにとか死なないようにという仏教のおまじないなのです。カンボジア人の患者さんの中には顔、頭部を除いて頸部まで身体中に経文が細かく刻まれている人もいます。ですから、患者さんの身体にこれらを見つけてもびっくりする必要はありません。英語圏、スペイン語圏の人々もいたずらやファッションで刺青をしていることがあります。ところが、看護婦さんや周囲の患者さんまでが刺青を気にとめ、当人を避けるようにしていることがあります。こんな場合は先生がたの出番です。刺青の意味と、恐い人ではないということをぜひ周囲の方に話してあげてください。

また、カンボジア、ラオス、ベトナムなどインドシナ三国の人々は発熱すると前胸部や背部に、痛みがある場合は局所にコインをギユウギユウと押しつけ、赤あざをつける場合があります。こすりつけることはお灸同様、局所の温度を高めることになり、それが治療につながるらしいといわれていますが、実際どういう医学的理論に基づくのかは私も知りません。子どもや赤ん坊がこんな派手な模様を身体に付けている場合、診察した医師は幼児虐待と誤解することがあります。幼児虐待といえは、アメリカでの話ですが、ある在留邦人の奥さんが子供を病院に連れていったところ、医師がその子の蒙古斑を見て幼児虐待と勘違いし警察に通報してしまい、その奥さんは大変な目にあったということを知ったことがあります。自分たちにとっては常識であっても異文化の中においてはそれが理解しがたいものに映るといふことの典型例です。

治療や薬の好み

治療に関しては、民族や宗教によりいろいろと嗜好があります。東南アジアや南西アジアの人々は点滴が大好きなようで、体がだるい、疲れたといつては点滴を希望してやってきます。もちろん、このような場合、血液検査、特に肝機能は忘れずにチェックします。肝機能に異常がない場合、どうしてよい

のか悩んでしまう場合がありますが、そのようなときに彼らは「点滴、お願いします」と迫ってくるのです。当初は「点滴をしても水分が身体に入るだけで栄養がつくわけではありませんよ」と私も決っていたのですが、実際に点滴を行なうと不思議、不思議、元気になったと満面笑みを浮かべて帰っていくのです。東南アジアや南西アジアのような極端に暑い地域では日本に比べて脱水が起こりやすく、ゆえに点滴の有用性は日本より高いのではないのでしょうか。彼らにとって点滴をすることは、単に水分を体内に入れるということだけでなく、その行為自体が精神的安心感を彼らにもたらしているのではないかと私は考えます。また、インドシナをはじめとする東南アジアや南米の人達はビタミン剤が大好きで、診察室でけっこうストレートに「欲しい」と切り出します。彼らの要求が医学的にみて身体によくない場合は別ですが、それ以外の場合はひととおりこちらの言い分を話し、それでも彼らの要求が変わらない場合は、精神心理学的な効果も期待してできるだけ彼らの要求を聞き入れるようにしています。

トラブルを避けるために

外国人の診察では、注意をしていないと大きなトラブルに巻き込まれることがあります。いくつか例をあげて説明しましょう。

1. 旅行者保険の扱いに関して

健康保険や国民健康保険を所持していない人の中には、海外旅行者保険を使いたいと提示する人もいます。扱い慣れない先生がたは保険会社から本当に費用がおりるのかどうか心配されるかもしれませんが、これらの保険は原則として受診者が医療機関の窓口で現金を支払い、受診者はその金額を会社に請求するというシステムになっていますので心配は要りません。受診者がお金を会社に請求する際、会社が定めた所定の診断用紙に医師が患者の診断、経過そして費用を記載して提出することが必要とされます。この診断書の費用は保険ではカバーされず、受診者の個人的な負担となります。この個人負担に納得できないという人が少なからずいるのです。このようなトラブルを防ぐためには、受診者からこまめに保険会社に費用の請求を出してもらうことです。一定の金額以下の費用に関しては診断書が必要とされず、領収書だけで事が足りるからです。一定の金額がいくらなのかは受診者が持参した海外旅行保険証に付随するパンフレットに記載された会社の担当部署に連絡して確認してください。

2. 診断書に関して

診断書に故意にうその記載をすることは決して許されません。うその記載をすると最悪の場合、警察沙汰になることもありますので、くれぐれも慎重に対処なさってください。数日間休みたいので会社に提出する診断書を書いて欲しいと言われることがあります。病状からみて本当に休みが必要な場合は快く書くのは当然ですが、どうみても必要ない場合は断るか、当日の病状について会社に報告する簡単な書類を作成することにとどめるべきです。

また、不法滞在の人が自ら進んで出頭して帰国する場合も、診断書があれば本人の利益になります。彼らはまず所轄の法務省出入国管理事務所に出席し、そこで事情聴取を受け、順番に帰国することになるのですが、その間は逮捕されて自由を奪われるのではなく、今までどおりに生活ができます。ここ数年の日本経済の停滞に伴い、帰国を希望する不法滞在者は非常に増加し、出入国管理事務所に出席してもふつうは長期間、帰国の順番を待たされるのですが、病気のためにすぐに帰国が必要という医師の診断書があると、順番に関係なく、病状に合わせて早く帰国できるのです。私自身も肝炎やさまざまな病気の人々の診断書を書いたことがあります。中には書いたにもかかわらず、気持ちが変わって出頭せず、その後急激に悪化し約3週間で亡くなったエイズ患者もいます。なお、不法滞在者が実際に診断書を持って出入国管理事務所に出席すると、同事務所の職員より確認の電話がかかってくる場合があります。

以下にご紹介するのは、私のクリニックで起きたケースです。酔った客にビール瓶で頭を殴られてけがをした女性から診断書を書くよう求められました。彼女は「症状を重く書いてください。相手が費用を負担するというので白紙の領収書をください。費用はだいたい10万円と書けばよいですか？」と言うのです。私は理由を述べて事実だけを記載した用紙を渡したのですが、その後、その筋の人らしい日本人男性を連れてやってきました。私はその男性に、診断書にはうその記載はできないことを伝え、「このかたの医療費は7,500円です。金額が足りないとお思いでしたら、実際に仕事ができなかった期間についての慰謝料という形で先方と直接話し合ってください」と加えました。

殴られた彼女もかわいそうではありますが、同情と真実を混同すると、たとえそれが善意から出たものであっても、私達自身を取り返しのつかない罪を犯してしまうことがあることを忘れてはならないでしょう。